

「男女雇用機会均等推進者」「短時間・有期雇用管理者」
「職業家庭両立推進者」を選任しましょう

男女雇用機会均等法においては、職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する方として、事業主は、「**男女雇用機会均等推進者**」の選任に努めるよう規定しています。

また、パートタイム・有期雇用労働法においては、事業主は常時 10 名以上のパートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに、当該労働者の雇用管理の改善等を担当する方として「**短時間・有期雇用管理者**」の選任を、育児・介護休業法においては、各企業において仕事と家庭の両立のための取組を企画・実施する方として「**職業家庭両立推進者**」の選任を、それぞれ規定しています。

まだ選任されていない場合や既に選任された方を変更する場合にも、選任・変更届を労働局雇用環境・均等室に届け出てください。（郵送をお願いします）

「男女雇用機会均等推進者」「短時間・有期雇用管理者」「職業家庭両立推進者」の選任・変更届

令和 年 月 日

大分労働局長 殿

(ふりがな)

事業所名

所在地

代表者職氏名

主な事業内容

総労働者数

うち正社員数 人（うち女性 人）

うち短時間・有期雇用労働者数 人（うち女性 人）

この度、当社（事業所）では下記のとおり「男女雇用機会均等推進者」・「短時間・有期雇用管理者」・「職業家庭両立推進者」を（ 選任・変更 ）しますので、報告します。

男女雇用機会均等推進者（選任・変更） ※企業ごと

所属部課 役 職 名	(TEL)
氏 名	

短時間・有期雇用管理者（選任・変更） ※事業所ごと

所属部課 役 職 名	(TEL)
氏 名	

職業家庭両立推進者（選任・変更） ※企業ごと

所属部課 役 職 名	(TEL)
氏 名	